

# 見晴台自治会規約

発行 見晴台自治会

平成 30 年 7 月 1 日

# 見晴台自治会規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は見晴台自治会（以下「自治会」という。）と称し、事務所を見晴台自治会館（以下「自治会館」という。）に置く。

2 事務所の住所は三島市佐野見晴台1丁目18番地の5とする。

(目的)

第2条 自治会は、住民相互の協力関係を育み、広げること及び会員相互の親睦を深めること並びに優美な区域の住環境を維持し、住民の快適な生活を保護することを目的とする。

(区域)

第3条 自治会の区域は、三島市佐野見晴台1丁目並びに2丁目の区域とする。この区域に居住する世帯は自治会に入会するものとする。ただし、隣接する区域及び非居住者で入会を希望する者は、役員会議の承認を得て入会することができる。

(会員)

第4条 自治会の会員（以下「会員」という。）は、同一敷地内に同居する家族とする。自治会に登録する者は、その代表者とする。

(規約の遵守義務)

第5条 会員は、本規約並びに別途定める規則類を誠実に遵守しなければならない。

(活動)

第6条 自治会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互などの連絡に関する事。
- (2) 住環境の維持・改善に関する事。
- (3) 下水道処理施設等、共用施設の管理・運用に関する事。
- (4) 生活交通の運用に関する事。
- (5) 会員相互の研修及び文化教養の向上に関する事。
- (6) 行政機関及び関係団体との連携・協調に関する事。
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な活動。

(共用施設)

第7条 自治会が管理・運用する施設（以下「共用施設」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 見晴台下水道関連施設
- (2) 自治会館
- (3) 区域内の住環境を良好にする目的で設置する施設及び構造物等

(広域活動)

第8条 自治会は、広域的問題に対処するため、三島市自治会連合会並びに北上地区自治会連合会組織に加入し、その活動に参加するものとする。

(入会等)

第9条 自治会に入会・退会及び休会（世帯の全員が3カ月以上に亘って、国内・国外に移住する場合をいう。）する場合は、組長に報告し、別に定める入会・退会及び休会申込書を自治会に提出し手続きを行う。

(活動年度)

第10条 自治会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(活動計画等の承認)

第11条 自治会の活動計画及び収支予算は、その活動年度に総会の承認を得なければならない。

2 会長は前項の活動年度の予算が成立しないときは、組長会議の承認を得て暫定予算を定め、これを執行することができる。

## 第2章 費用の負担

(基金・負担金の納入)

第12条 自治会に入会する者は、共用施設の維持・管理に要する経費に充当するため維持管理基金（以下「基金」という。）として、300,000円を、及び集会場建設負担金（以下「負担金」という。）として、50,000円を納入しなければならない。ただし、基金・負担金納入済みの前任者から家屋を購入した場合はこの限りではない。また、自治会は基金・負担金の徴収を区域内の土地家屋を販売する業者に代行させることができる。

(会費)

第13条 会員は、第6条に示す活動に必要な会費を自治会費として定められた期間に納入するものとする。

(非自治会員からの会費徴収)

第14条 自治会は、共用施設を利用する非自治会員から住環境維持に必要な費用を徴収することができる。

### 第3章 基金等の管理・運用

(基金の管理・運用)

第15条 自治会は、第12条に規定した基金等を積み立て、適性に管理・運用する。

- 2 基金の運用等により発生する利息は、基金に充当するものとする。
- 3 基金は次の各号に充当する場合に限って取り崩すことができる。
  - (1) 一定期間の経過毎に計画的に行う修繕
  - (2) 不測の事故又はその他の特別の事由により必要とする修繕
  - (3) 共用施設の変更又は処分
  - (4) 住環境の維持・向上に必要な整備
  - (5) その他共用施設の維持・管理に関し必要な事項

(負担金の管理・運用)

第16条 自治会は、第12条に規定した負担金を積み立て、適正に管理・運用する。

- 2 負担金は、自治会館の建設（建替えを含む。）及び維持整備のための費用とする。
- 3 負担金の運用等により発生する利息は、負担金に充当するものとする。

### 第4章 役員

(役員)

第17条 自治会に、次の役員を置き会務の執行に当たる。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 会計 1名
- (以上を「四役」という。)
- (5) 担当役員 若干名
  - (6) 事務局次長 若干名
  - (7) 部会担当役員 若干名
  - (8) 会計監査 1名

(顧問・相談役)

第18条 自治会に、役員会議の承認を得て顧問並びに相談役を置くことができる。

(幹事会)

第19条 自治会に、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会員の中から選出された者で構成し、役員会議の承認を得る。
- 3 幹事会は、会長の要請を受け自治会活動の助言、各種イベントへの参画に当たる。

(事務局)

第20条 自治会の事務を遂行するため、自治会に事務局を置くことができる。

- 2 事務局に勤務する事務員は、事務局長の指揮、監督を受ける。

(役員の職務)

第21条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、次の職務に当たる。
  - ① 自治会の運営に係わる事務の総括
  - ② 自治会館の管理・運用
  - ③ 事務局の運営
- (4) 会計は、自治会の会計事務を処理する。
- (5) 担当役員は、会長から指示された業務を処理する。
- (6) 事務局次長は、事務局長の業務を補佐する。
- (7) 部会担当役員は、各専門部を総括して企画運営に当たる。
- (8) 会計監査は自治会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の選任)

第22条 役員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 役員は役員選考委員会の推薦により、総会の承認を得て選任する。
- (2) 役員選考委員会は、四役及び退任する役員の中から若干名で構成する。
- (3) 会計監査は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員の解任)

第23条 役員が規約に違反したとき、又は本会の名誉を傷つけた行為をしたときは、総会の承認を得て解任することができる。

(役員の任期)

第24条 自治会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(役員・組長の補充)

第25条 役員及び組長に欠員が生じた時は、組長会議の承認を得て補充することができる。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員慰労金)

第26条 自治会は、役員に対しその職務に対する慰労金等を支払うことができる。  
また、役員としての活動に要する必要経費として実費相当を支給することができる。

## 第5章 会議

(会議)

第27条 自治会の会議は、総会、組長会議、役員会議および四役会議とする。

(総会)

第28条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会議または組長会議で必要と認められた時開催する。ただし、必要に応じ会員の全員投票を持ってこれに代えることができる。

(総会の議決事項)

第29条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

### 【重要事項】

- (1) 自治会の解散
- (2) 規約の改廃
- (3) 基金及び負担金の使途に関する事項

### 【一般事項】

- (4) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
- (5) 役員及び組長の選任及び解任
- (6) 規則の改廃
- (7) その他、自治会の運営に係わる事項

(組長会議)

第30条 組長会議は、役員及び組長で構成する。

2 組長会議は、総会で決定した活動方針の具体的な実施方法の決定を行う。

3 組長会議は、原則として毎月開催する。ただし、会長が必要と認められた場合、臨時組長会議を開催することができる。

4 会員は、議長の承諾を得て、組長会議に出席し発言することができる。

(役員会議)

第31条 役員会議は、会計監査を除く全役員で構成し、総会で決定した活動方針の具体的な実施事項を提案し組長会議に諮る。

2 役員会議は、組長会議とは別に原則として毎月開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、臨時役員会議を開催することができる。

(四役会議)

第32条 四役会議は、四役及び事務局次長で構成し、緊急に処理を要する事案を役員会議に代わって議決することができる。

(会議の召集等)

第33条 会議は会長が召集する。

- 1 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 2 組長会議、役員会議及び四役会議の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の成立)

第34条 会議は、それぞれの会議体で規定した構成員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席を得て成立する。

(議決権)

第35条 総会において、会員は1票の議決権を有する。

(議決)

第36条 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意で決するが、可否同数の時は議長がこれを決する。ただし、第29条に示す重要事項については、総会において議決権数の4分の3以上（委任状を含む。）の同意で決する。

- 2 総会または組長会議に出席できない構成員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第37条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時、場所、出席者及び議事
- (2) 総会の議事録は、前項及び総会に出席した会員の数及び委任状の数を記載し、議長のほか会議に出席した構成員の中から2名以上が署名捺印しなければならない。

## 第6章 組長・専門部会、専門委員会

(組単位)

第38条 この会は組単位で組織され、その分割は会員の住所によって決める。

(組長の選任)

第39条 組には組長1名を置き、その選任はそれぞれの組において行なう。ただし、

自治会役員及び消防団に在籍した会員は、在任期間の組長職を免除することができる。

(組長の責務)

第40条 組長は、第6条に定める活動を推進するとともに、行政や自治会からの依頼事項について、責任を持ってとりまとめを行い、組の総括に当たる。

(組長の任期)

第41条 組長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(専門部会)

第42条 自治会に、第6条に定める活動を分担して推進するため、組長会議の議決を得て専門部会を置くことができる。

(専門部会の構成等)

第43条 専門部会には部長1名、副部長若干名を置くほか、部の運営に必要な部員を置くことができる。

- (1) 部長・副部長は、自治会役員となる。
- (2) 各部の部員は、各組の組長兼務を含む各組から選出された部員がこれに当たる。
- (3) 部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

## 第7章 資産

(資産)

第44条 この会の資産（資金を含む。）は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金・負担金
- (2) 自治会が管理すべき施設及び物品
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第45条 自治会の資産は、会長監督のもと会計及び事務局長が管理する。

## 第8章 雑則

(備え付け書類等)

第46条 事務局に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約・会員名簿・登記書類
- (2) 総会・組長会議・役員会議に関する書類
- (3) 資産台帳・財産目録・収支決算書
- (4) その他、必要な書類及び帳簿

(環境保全)

第47条 会員は、良好な環境の維持に努めるために次の事項を遵守する。

- (1) 屋根等にはアンテナ及びこれに類するものを設けないこと。
- (2) 住宅地内では喧騒、臭気の発散等の環境を害する行為は行わないこと。
- (3) 建築協定を遵守し、敷地内の法面は、出来る限り芝生・樹木等で土地を保護し、緑化に努めること。

(細部規定)

第48条 この規約の執行に関する細部については、別に定める規則による。

(事務員)

第49条 自治会は、必要に応じ有給の事務員を置くことができる。

2 事務員は、事務局長の指揮、監督を受ける。

(町内清掃出不足料)

第50条 町内清掃については、出不足料を徴収する。細部については、別に定める自治会費等徴収規則による。

(慶弔)

第51条 会員の慶弔については、別に定める慶弔規則による。

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

- |     |           |
|-----|-----------|
| 制定  | 平成6年4月1日  |
| 改正1 | 平成10年4月1日 |
| 改正2 | 平成15年4月1日 |
| 改正3 | 平成21年4月1日 |
| 改正4 | 平成23年4月1日 |
| 改正5 | 平成24年4月1日 |
| 改正6 | 平成27年4月1日 |